

議案第 2 号

和解について

令和2年9月9日申立てに係る公益財団法人三重県市町村振興協会の裁判外紛争解決手続について、次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月5日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井 利 克

1 当事者

- (1) 申立人 伊賀南部環境衛生組合
代表者 管理者 亀井 利克
- (2) 相手方 神奈川県大和市中央林間7丁目10番1号三機テクノセンター
三機化工建設株式会社
代表者 代表取締役 高橋 裕樹
東京都中央区明石町8番1号
三機工業株式会社
代表者 代表取締役 石田 博一

2 和解内容

- (1) 申立人及び相手方ら（三機化工建設株式会社及び三機工業株式会社をいう。以下同じ。）は、申立人・相手方三機化工建設株式会社間との伊賀南部クリーンセンター施設運転に関する業務委託契約に付随して、施設の状態や運転管理の内容などを定期的に確認し、必要に応じて相手方らに改善を求めるためのアドバイザーを設置、専門的立場から所見及び意見を求めることとし、伊賀南部クリーンセンターの日報書換事案（以下「本件」という。）の解決金として、これらに係る費用（年間72万円、令和2年度から令和6年度まで合計360万円）は相手方らの負担とすることに合意する。
- (2) 相手方らは、申立人に対し、連帯して前項の金360万円を令和3年3月末日限り、申立人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は相手方らの負担とする。

(3) 申立人及び相手方らは、申立人・相手方三機化工建設株式会社間との伊賀南部クリーンセンター施設運転に関する業務委託契約に付随して、周辺の住民の安全確保、信頼確保のため、伊賀南部クリーンセンターの周辺環境（大気質）調査を毎年実施することに合意し、本件の解決金として、これらに係る費用（年間500万円、令和2年度から令和6年度まで合計2500万円）は相手方らの負担とする。

(4) 相手方らは、申立人に対し、連帯して前項の金2500万円を令和3年3月末日限り、申立人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は相手方らの負担とする。

(5) 前各項の規定にかかわらず、伊賀市及び地元周辺地域との調整の結果によって、申立人が伊賀南部クリーンセンターの施設運転を継続することとなった場合においては、相手方三機化工建設株式会社は、申立人に対し、第1項の年間72万円及び第3項の年間500万円の金員を当該施設運転が継続する年度分支払うものとする。ただし、本項に定める相手方三機化工建設株式会社の支払義務は、令和7年4月1日から起算して5年を上限とする。

(6) 前項の規定にかかわらず、伊賀南部クリーンセンターの施設運転の継続している間であっても、相手方三機化工建設株式会社は、申立人との伊賀南部クリーンセンター施設運転に関する業務委託契約が終了した年度以降の年度においては、前項の各金員を支払うことを要しないものとする。ただし、当該契約の終了が、年度の途中に生じた場合にあってはこの限りでない。

(7) 前2項に基づいて相手方三機化工建設株式会社が申立人に対して支払うべき金員は、毎年4月末日限り、申立人が別途指定する金融機関への振込みをもって支払うものとし、当該振込みにかかる振込手数料は、相手方三機化工建設株式会社の負担とする。

(8) 申立人及び相手方らの本件和解あっせんに係る費用（ADRに対する費用、申立負担金、期日負担金、成立負担金、旅費負担金）は、全額相手方らの負担とする。

(9) 相手方らは、本件データ書換え事案は、周辺地域の皆様に多大な不安を与えたものであって、公共施設を運営管理する企業としての社会的役割を果たしていないものであることを認め、本和解において謝罪する。

相手方らは、申立人が和解契約書を第11項の承認決議のために伊賀南部環境衛生組合議会の議案として提出することを異議なく承諾する。

(10) 申立人と相手方らは、本件に関し、本和解各項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(11) 本和解は、申立人の伊賀南部環境衛生組合議会において地方自治法第96条の規定により承認決議を停止条件として効力を発するものとする。

3 和解理由

相手方らによる伊賀南部クリーンセンターの日報書換えにより、失われた施設の安全安心、信頼性を回復するために必要な相手方らの相応の負担を定めるため、仲裁人の斡旋により、和解しようとするものである。